

○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(例) 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(第一号任期付研究員の裁量による勤務)            第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤務時間条例第〇条第〇項から第〇項まで、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条及び第〇〇条〔注3〕の規定は、第一項の第一号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>〔注3〕 勤務時間条例(案) 第三条第二項から第四項まで、第四条、第五条、第八条、第九条及び第十二条に相当する規定</p>	<p>(第一号任期付研究員の裁量による勤務)            第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤務時間条例第〇条第〇項及び第〇項、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条及び第〇〇条〔注3〕の規定は、第一項の第一号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>〔注3〕 勤務時間条例(案) 第三条第二項及び第三項、第四条、第五条、第八条、第九条及び第十二条に相当する規定</p>